



Title	英国の動産担保登記と準拋法
Author(s)	藤澤, 尚江
Citation	国際公共政策研究. 2016, 21(1), p. 93-102
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/57780
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

英国の動産担保登記と準拠法

Companies Act 2006 in the U.K. and Applicable Law

藤澤 尚江*

Naoe FUJISAWA*

Abstract

The Companies Act 2006 in the U.K. has rules which require registrations for charges over movables, as is the case with the Act on Special Provisions, etc. of the Civil Code Concerning the Perfection Requirements for the Assignment of Movables and Claims (the AMC Act) in Japan. The rules may be applied to charges created by a company which is located in the U.K. as a mandatory rule of the forum country regardless of which law (*lex rei sitae*) otherwise governs. This paper supposes that the rules requiring a registration for charges under the AMC Act may also be interpreted as a mandatory rule.

キーワード : 2006 年英国会社法、準拠法、担保、登記、動産債権譲渡特例法

Keywords : Companies Act 2006, the U.K., applicable law, charge, registration

*筑波大学大学院ビジネス科学研究科准教授

1. はじめに

近年、動産や債権を用いた取引は世界的に注目されており、国連でもモデル法が作られ、一層のグローバル化が見込まれている。日本でも、動産債権譲渡担保をより円滑にする目的で、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（「動産債権譲渡特例法」）が制定されている。本法によれば、外国に所在する動産の譲渡担保について、日本での登記が可能と解される。しかしながら、登記自体は可能であっても、当該登記の効力は認められえない恐れがある。日本の国際私法（国際的な問題にいずれの国の法が適用されるべきか）を定めた法の適用に関する通則法（「適用通則法」）の原則に従えば、外国に所在する動産に対する譲渡担保については、目的物の所在地の法が適用されるため（適用通則法 13 条）である。

他方、英国でも、動産・債権に対する担保権（charges）について登記制度が存在する。また、物権に関する国際私法では、日本と同様に、物権の対象となる目的物の所在地を基準とすることを原則とする。しかしながら、英国の 2006 年会社法（Companies Act 2006）の登記要件に関する規定は、目的物の所在地ではなく、担保権設定者の所在地を基準として適用範囲が定められると解される。これは、日本法との次の 2 つの差異を示す。第 1 に、2006 年会社法の動産・債権に対する担保権には、「物の所在地法」とは別に、担保権設定者の所在地の法による場合があること、第 2 に、日本で動産・債権への担保権に適用する法が考えられる場合、担保権という法律問題そのものを出発点としていかなる国の法が適用されるかが問題とされてきたが、2006 年会社法では、法規自体を出発点としてその性質や目的からいずれの範囲に当該法規が適用されるべきかが定められることである。これらの差異が生じるのは、2006 年会社法の担保権の登記要件が、イギリス法上の強行規定（mandatory rule）であるためと解される²。

同様に、日本の動産債権譲渡特例法の登記要件も、2006 年会社法の登記要件のように、その性質から、国際私法により選択された法に関わらず適用されるもの（いわゆる「絶対的強行規定」）と考えることはできないのか？

本稿では、まず、2006 年会社法上の担保権の登記制度について概観し（「Ⅱ」）、日本の動産債権譲渡特例法上の登記と比較する（「Ⅲ」）。これは、登記要件の適用範囲を考える前提として、英国の登記制度自体が、日本の動産債権譲渡特例法の参考になる程度に類似の機能を有しているのか検討するためである。次に、2006 年会社法は 2013 年に改正されたが、この改正を経てもなお、登記要件を定めた規定は強行規定（mandatory rule）と解されうるか考察し、日本の動産債権譲渡特例法にいかなる示唆を与えるのか検討したい（「Ⅳ」）。

2. 英国 2006 年会社法の担保権登記制度

本章では、2006 年会社法の担保権登記制度について概観する。英国 2006 年会社法は、担保権の登記について 2013 年に改正された³。改正は 2013 年 4 月 6 日より施行され、以降成立（creation）したすべての会社の担保権（charges）に適用される。2013 年改正前の法も施行前に成立した担保権に

¹ 国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）では、2016 年 7 月 1 日に、債権を含む動産担保取引促進のためモデル法が採択された。UNCITRAL, UN Commission on International Trade Law Adopts the UNCITRAL Model Law on Secured Transactions available at <http://www.unis.unvienna.org/unis/en/pressrels/2016/unisl233.html> (Last visit on July 2016).

² BIICL, Study on the Question of Effectiveness of an Assignment or Subrogation of Claim against Their Parties and the Priority of the Assigned or Subrogated Claim over a Right of Another Person, at 359 (2013).

³ The Companies Act 2006 (Amendment of Part 25) Regulations 2013 (S.I.2008/2996).

(charges) 引き続き適用されるが、本稿では、2013 年改正法を主として扱い、参照する条文も改正後のものとする。

2.1：登記の対象となる担保権

(1) 英国法上の担保権

2006 年会社法の登記対象となっている担保権 (charges) には、チャージ (charge) と譲渡抵当 (mortgage) とが含まれる (CA⁴ s.859A (7))。まず、チャージ (charge) 及び譲渡抵当 (mortgage) のそれぞれの性質を明らかにするため、英国の担保制度を簡単に見ていきたい⁵。

英国法上、約定で成立する担保権 (security interest) には、質権 (pledge)、約定リーエン (contractual lien)、譲渡抵当 (mortgage)、チャージ (charge) の 4 種類がある⁶。質権及び約定リーエンは、日本の質権のように担保権者が担保物を占有することによる占有担保権 (possessory interest) である。他方、譲渡抵当及びチャージは、担保権者の占有によらない非占有担保権 (nonpossessory interest) である⁷。非占有担保権は、企業向け貸付に適した担保であるとされる。なぜなら、企業の資産の多くは無体物であり、また、非占有担保の場合、担保成立後も借主に担保物の使用を可能とするからである⁸。

譲渡抵当とチャージの大きな違いは、権限の移転の有無にある。譲渡抵当では担保物の権限 (title) が担保権設定者から担保権者に移転するのに対し、チャージでは、担保物の権限 (title) までは移転しない⁹。また、執行の際、譲渡抵当は、差押え (foreclosure) または占有 (possession) を得ることにより担保物を売却 (selling) できる。他方、チャージは、そのみでは担保権者に差押えも占有の取得も認めない。捺印証書 (deed) により設定されるか、裁判所に売却命令ないし財産保全管理人の任命が求められるかした場合にのみ、売却する権利または財産の保全管理人の任命権を得ることができる¹⁰。ただし、通常、担保物に対する占有取得の権限、担保物売却の権限、そして、保全管財人の任命の権限はチャージ設定契約書に含まれており、この時、設定された担保権がチャージか衡平法上の譲渡抵当かの判断は難しい¹¹。チャージと譲渡抵当の区別の困難さから¹²、2006 年会社法が登記の対象とする "charges" には、上述のチャージ及び譲渡抵当の両者が含まれることとなった (CA s.859 (7))。従って、以下、本論文では、2006 年会社法上の "charges" を表す時、占有を有さない担保権一般を指すものとして、「担保権 (charges)」の語を用いる。そして、「譲渡抵当 (mortgage)」との区別を行う場合には、「チャージ (charge)」の語を用いる。

(2) 担保権の成立

英国法上、担保権 (charges) の成立 (creation) のためには、主として次の 3 つの要件を充たさな

⁴ 以降、2006 年会社法を参照する際には、「CA」として表す。

⁵ 英国の担保制度に関する日本の文献として、小山泰史『流動財産担保論』123-176 頁 (2009 年、成文堂)、高田賢治「イギリス担保法制の概要」池田真朗ほか『動産債権担保 比較法のマトリクス』439-464 頁 (2015 年、商事法務)、小山泰史「イングランド法における UCC 第 9 編型立法採用の動向」前掲書 503-520 頁等参照。

⁶ GOODE ON LEGAL PROBLEMS OF CREDIT AND SECURITY, para.1-46 at 31 (LOUISE GULLIFER ED. 5TH ed. 2013); LOUISE GULLIFER AND JENNIFER PAYNE, CORPORATE FINANCE LAW PRINCIPLES AND POLICY, para.7.3.1 at 282 (2nd ed. 2015); Re Cosslett (Contractors) Ltd. [1998] Ch.495 at 508.

⁷ GULLIFER AND PAYNE, *supra* note6, para.7.3.1 at 282; DEREK FRENCH ET AL., MAYSON, FRENCH & RYAN ON COMPANY LAW, para.11.2.2 pp.312-313 (29th ed. 2015).

⁸ GULLIFER AND PAYNE, *supra* note6, para.7.3.1 at 282.

⁹ GULLIFER ED. *supra* note6, para.1-55 at 36; GULLIFER AND PAYNE, *supra* note6, paras.7.3.2.2 and 7.3.2.3 pp.286-287.

¹⁰ GULLIFER AND PAYNE, *supra* note6, para.7.3.1 at 282.

¹¹ *Id.* para.7.3.2.3 at 287.

¹² GULLIFER ED. *supra* note6, para.1-56 at 37.

なければならない¹³。第 1 に、当事者が担保を成立させる意思、第 2 に、担保権の設定 (attachment)、第 3 に、対抗要件の具備 (perfection) である。

すなわち、担保権 (charges) は、当事者の意思の合致と設定 (attachment) のみでは第三者に対抗できない。設定 (attachment) は、設定契約によりなされ¹⁴、設定契約の当事者間において担保を有効にするのみである¹⁵。対抗要件 (perfection) とは、担保権を第三者に公示するためのものである¹⁶。

担保権に対抗要件を具備 (perfection) するための方法は、担保権の種類により異なる。登記は、会社により設定される会社の担保権 (company charge) (CA s.859A) だけではなく、会社以外の私人による担保権についても、対抗要件を具備する方法として認められている (Bills of Sale Acts (1978-91))。

(3) 登記の対象

2006 年会社法が、会社の担保権に登記を求めるのは、第三者 (担保物に対して権利を有する者や当該会社に対して貸付を行う者等) に、登記されなければ明示的にならない担保権の存在を公示するためである¹⁷。従って、登記が求められるのは、非占有担保権のみである。占有担保権については、占有 (possession) により公示がなされうるため、登記の対象とはならない¹⁸。また、登記の対象は担保権 (charges) でなければならず、担保目的であったとしても譲渡 (absolute transfer) や権利留保は含まれない¹⁹。

さらに、次の担保権についても、登記の対象外とされる (CA s.859A (6))。すなわち、①賃借人が土地所有者のため、預託金に設定した担保権、②ロイズのメンバーが保険引受との関連で設定した担保権、③法定担保権、④金融資産担保取引 (financial collateral arrangement) ²⁰に対する担保権、⑤イギリス銀行等の中央銀行のために設定された担保権である²¹。2013 年改正前には登記すべき担保権が限定列举されていたが、その分かりにくさから、改正後には原則としてすべての担保権が登記の対象となり、例外的に登記不要な担保権が列举されることとなった。

ただし、船荷証券、土地に対するチャージ (charge)、農業チャージ (agricultural charge)、船舶、飛行機、特許、商標、デザインに対する譲渡抵当 (mortgage)、個人及び組合等によるチャージ (charge) については、別に登記制度が存在する²²。これらの登記制度では、担保物の所有権もそれぞれに登記されており、当該登記のされた担保権は、原則として、その登記の先後によって優先順位が決定される²³。

¹³ MICHEAL BRIDGE ET AL. THE LAW OF PERSONAL PROPERTY, paras. 14-079 (2013).

¹⁴ BRIDGE ET AL. *supra* note 13, paras. 14-081; GULLIFER ED. *supra* note 6, paras.2-03 to 2-10 pp.64-71.

¹⁵ GULLIFER ED. *supra* note 6, paras.2-16 at 77.

¹⁶ *Id.*

¹⁷ GULLIFER AND PAYNE, *supra* note 6, para.7.4.1 at 316; FRENCH ET AL. *supra* note 7, para.11.7.1. pp.333-334.

¹⁸ GULLIFER AND PAYNE, *supra* note 6, para.7.4.1 at 316.

¹⁹ Louise Gullifer, *Piecemeal reform: Is it the answer?* para.5.1 at 434 in RESEARCH HANDBOOK ON SECURED FINANCING COMMERCIAL TRANSACTIONS, (FREDERIQUE DAHAN ED. 2015).

²⁰ 金融資産担保 (Financial Collateral) とされるのは、銀行又は金融機関によりなされた貸付への弁済請求、担保 (securities) 及び口座預金である (Financial Markets and Insolvency Regulations reg.4). *See also*, GULLIFER AND PAYNE, *supra* note 6, para.7.3.4.1. at 311.金融資産担保 (Financial Collateral) に対する担保権については、占有 (possession) 又は管理 (control) により保護が認められるため、登記は求められない。

²¹ GULLIFER ED. *supra* note 6, paras.2-19 at 81.

²² BRIDGE ET AL. *supra* note 13, para.14-086 at 424; GULLIFER AND PAYNE, *supra* note 6, para.7.4.1 at 317.

²³ GULLIFER ED. *supra* note 6, paras.2-32 at 91.

2.2 : 担保権設定者

(1) 英国会社

2006 年会社法上の登記は、英国で設立された英国会社による担保のみを対象とする。英国での会社担保権 (corporate charge) の登記は、1862 年会社法により最初に導入されるに至った²⁴。原則として、英国で設立された会社は、英国内外に所在の目的物に対するあらゆる担保権 (charges) を登記しなければならない²⁵。

法人以外の者 (個人、法人化していない組合等) によるチャージ (charge) については、2006 年会社法ではなく売買証書法 (Bills of Sales Acts) ²⁶に従って登記がされる。売買証書法は、債務者が目的物に担保権を設定する権限を有する際、あらゆる売買証書 (bill of sale) ²⁷に適用される²⁸。

(2) 外国会社 (overseas company)

1985 年会社法 (Companies Act 1985) は、英国外で設立された外国会社に対し、イギリスで営業所の登記を行っていない場合にも、英国内の資産に対する担保権 (charges) の登記を義務付けていた。さらに、担保権の成立後に英国内に担保物が移動した場合にも、当該担保権の登記を求めていた²⁹。従って、例えば、担保権の成立時には目的物がフランスに所在し、その後当該目的物がイギリスに移動した場合であっても、担保が成立した後 21 日以内にイギリスでの登記が求められた。

しかしこの要件は、徐々に緩和された。まず、2009 年に、第 1 に、対象となる会社は、英国において施設³⁰を開設し登記を行っているものに、第 2 に、担保物は、担保権設定時に英国内に所在するものに制限され³¹、担保権成立後 21 日以内に英国外に目的物が移動する場合には登記不要とされた³²。次に、2011 年 10 月 1 日以降は、外国会社³³は、英国内に所在する資産に対する担保権 (charges) の設定について、会社登記官 (Registrar of Companies) に登記する必要そのものがなくなった³⁴。すなわち、外国会社は、英国外に所在する物についてだけではなく、英国内に所在する物に対する担保権についても、英国で登記を行う必要がなくなったのである³⁵。

2.3 : 登記

(1) 手続

2006 年会社法では、担保権の設定後 21 日以内に、当該担保権について登記することを求める (CA s.859A)。登記は、担保契約書 (charge instrument) 及び登記すべき事項 (particulars) ³⁶を会社登

²⁴ Gullifer, *supra* note 19, para.2.1 at 422.

²⁵ GULLIFER ED. *supra* note 6, paras.2-22 at 84.

²⁶ 売買証書に関する法律は、時代遅れのものになっているとして、現在新たな "Goods mortgages act" に改正されることが検討されている。Law Commission, Bills of Sale, *available at* <http://www.lawcom.gov.uk/project/bills-of-sale/> (2016 年 7 月に確認)。

²⁷ "bill of sale" とは、譲渡、移転、移転をとまなわない信託設定、債権者に債務の担保目的で動産を占有する権利を与える書類、動産に対する equity 上の権利、または charge, security を与える合意 (agreement) である (Bills of Sale Act (1878) s.4)。

²⁸ Bills of Sale Act (1878) Amendment Act 1882 s.3. *See* BRIDGE ET AL. *supra* note 13, para.14-114 at 433.

²⁹ NV Slavenburg's Bank v. Intercontinental natural Resources Ltd. *See* HUCH BEALE ET AL. THE SALE OF SECURITY AND TITLE-BASED FINANCING, para.22.79 at 702 (2nd ed. 2012). 本件の担保権設定者はバミューダの石油会社であり、英国に営業所の登記はしていなかった。当該会社は、石油等を英国に貯蔵しており、オランダの銀行のために当該石油等に担保権を設定した。その後、当該会社が清算手続きに入ったので、管財人が、登記の不備による当該担保権の無効を主張したところ、この主張が認められた。

³⁰ 支店 (branch) または営業所 (place of business). The Overseas Companies (Execution of Documents and Regulation of Charges) Regulation 2009, Reg.2.

³¹ The Overseas Companies (Execution of Documents and Regulation of Charges) Regulation 2009, Reg.9 (1) (b) .

³² *Id.* Reg.10 (4) . *See* Beale et al, paras. 10.54-10.56 pp.422-423.

³³ 英国外で設立された会社 (the Companies Act 2006 s.1044)。

³⁴ Regulation 10 of the Overseas Companies (Execution of Documents and Registration of Charges) (Amendment) Regulations 2011. *See* HUCH BEALE ET AL. THE SALE OF SECURITY AND TITLE-BASED FINANCING, para.10.63 pp.424-425 and para.22.81 at 704 (2nd ed. 2012)。

³⁵ GULLIFER ED. *supra* note 6, paras.2-22 at 84.

³⁶ 登記すべき事項は、当該会社の名称又は番号、担保権が成立 (creation) した日付、被担保債権の額、担保物に関する情報、担保

記所 (Companies House) に送付することでなされる。登記所では、登記手続きを行った者に対して登記証明書が発行される。当該証明書は、単に必要な書類が届出されたことを証明するのみであり、内容の真偽等についてまで証明しない³⁷。従って、登記内容の正確性については、調査者がリスクを負うことになる。

ある会社について信用状況の調査を行う者は、調査を行う対象の会社の名前または番号により電子的に検索ができる³⁸。当該登記により、調査者は、登記すべき事項 (particulars) 及び担保契約書 (charge document) の双方を見ることができる³⁹。

(2) 効果

2006 年会社法上の登記がなければ、担保権 (charges) は、会社の債権者⁴⁰及び管理人、清算人 (liquidator, administrator, any creditor of the company) に対して無効となる (CA s.859H (3))⁴¹。ただし、債権的な義務は存続し、担保された金銭は即時に支払い可能 (payable) となる (CA s.859H (4))⁴²。従って、破産手続開始前であれば、登記をしていない担保権は担保権を設定した会社に対して有効であり、担保権者は自らの担保を行使できるが、破産手続開始後には、登記をしていない担保権は会社 (= 清算人、管理人) に対して無効となり、当該担保権者は無担保権者と同様に扱われる⁴³。また、担保物を購入した者に対しては、登記のない担保権も無効とはならない⁴⁴。

問題とされるのは、一旦登記がなされてしまえば、全世界のあらゆる者に対して公示の効力を認めても良いかについてである (擬制通知 (constructive notice) の法理)⁴⁵。当該問題について、判例も条文も明確な回答を出してはおらず、未だ議論の残るところである⁴⁶。

(3) 優先順位

担保権の優先順位は、原則として先に成立 (creation) したものが優先する⁴⁷。登記期間内に登記された担保権どうしであっても、登記の先後は関係ない⁴⁸。

担保権者は、担保を設定してから登記をするまで 21 日間の猶予を与えられているため、担保が設定されてから登記されるまでの間に、担保に関する調査が行われる可能性もある。もし、担保権者 B が、調査時に登記がされていないことから担保をとり貸付を行ったとしても、担保権者 B は、担保権者 A が先に担保を設定し 21 日以内に登記を行った場合には、担保権者 A に劣後する。これを避けるため、実務では、担保権成立後 21 日間は貸付を実行せず、21 日を過ぎた時に登記を調査し貸付を実行する⁴⁹。

権者、ネガティブプレッジ条項が含まれるかどうか等である (CA s.859D)。

³⁷ GULLIFER ED. *supra* note 6, paras.2-24 at 86.

³⁸ GULLIFER AND PAYNE, *supra* note 6, para.7.4.3.2 at 319.

³⁹ *Id.*

⁴⁰ ここでの債権者 (creditor) は、会社の破産前は担保物に担保権を有するか、または目的物に差押えを行っている者を、会社の破産後は無担保の債権者も含む (GULLIFER ED. *supra* note 6, paras.2-23 at 85)。

⁴¹ BRIDGE ET AL. *supra* note 13, para.14-088 at 424; BEAL ET AL. *supra* note 34, para.10.35 at 414.

⁴² *Id.*

⁴³ GULLIFER AND PAYNE, *supra* note 6, para.7.4.3.2 at 319.

⁴⁴ GULLIFER ED. *supra* note 6, paras.2-23 at 85.

⁴⁵ BRIDGE ET AL. *supra* note 13, para.14-101 at 428; GULLIFER AND PAYNE, *supra* note 6, para.7.4.3.2 at 320; GULLIFER ED. *supra* note 6, para.5.4 at 437.

⁴⁶ GULLIFER AND PAYNE, *supra* note 6, para.7.4.3.2 at 320; GULLIFER ED. *supra* note 6, para.5.4 at 437.

⁴⁷ 契約書 (instrument) により成立 (creation) する担保権 (charges) は、契約書により成立が意図された日に成立すると考えられる。GULLIFER ED. *supra* note 6, paras.2-24 note 162 at 86.

⁴⁸ GULLIFER AND PAYNE, *supra* note 6, para.7.4.4 pp.321-325; BEAL ET AL. *supra* note 34, para.13.10 at 464; Richard Calnan, *What makes a good law of security?*, in *supra* note 19, pp.460-461; GULLIFER ED. *supra* note 6, paras.2-23 at 85 and para.5-16 pp.183-184.

⁴⁹ GULLIFER AND PAYNE, *supra* note 6, para.7.4.3.2 at 319.

3. 2006 年会社法と動産債権譲渡担保との比較

以下では、英国の 2006 年会社法の登記制度と日本の動産債権譲渡特例法の登記制度とを比較し、その類似点及び差異を明らかにする。

3.1: 登記の対象

占有担保権である質権は、日本の動産債権譲渡特例法でも、2006 年会社法と同様に、外観上明らかであるという理由から登記の対象とされない（特例法⁵⁰3 条 1 項）⁵¹。また、動産債権譲渡特例法は物権変動の公示を原則としているため、所有権留保やリースも、所有権の移転等の物権変動を伴わないことから登記の対象とならない⁵²。他方、譲渡については、2006 年会社法と異なり、担保目的か否かにかかわらず登記が可能である。

貨物引換証、預証券、質入証券、船荷証券および船荷証券が作成されている動産、無記名債権や株券、自動車、船舶、小型船舶、航空機等のように、特別法により登記が存在するものについて、2006 年会社法では登記の対象とするが、日本の動産債権譲渡特例法では登記の対象とはならない（特例法 3 条 1 項）⁵³。この点、英国と日本の法は異なるが、これらの物について別に登記制度が存在し、当該特別法上の登記によって権利の優劣が判断される点では同様である。

3.2: 担保権設定者

登記が可能であるのが、法人によってなされた（譲渡）担保である点、動産債権譲渡特例法は 2006 年会社法と同様である（特例法 1 条、3 条 1 項、4 条 1 項）。しかしながら、その理由は若干異なる。動産債権譲渡特例法は企業が保有する動産・債権を活用した資金調達の円滑化を目的としていたため、法人がする動産・債権の譲渡のみを適用対象とすればその目的を達する⁵⁴。他方、2006 年会社法のそもその目的は、腐敗した会社の設立を妨げ、無謀な発起人や役員らを罰することにあった。従って、担保権の公示登記は、有限責任会社による詐欺や危険から株主や債権者を保護するよう企図された⁵⁵。

また、外国で設立された会社（外国会社）による担保権の扱いも、日本と英国とは異なる。2006 年会社法では、法人が英国で設立されたか他国で設立されたかにより異なる要件に服する。他方、日本の動産債権譲渡特例法では、譲渡人に外国会社が含まれることを示唆する規定はあるが（特例法 5 条 2 項）、日本の会社と外国の会社とで要件を区別する規定は見当たらない。また、2006 年会社法とは別の法においてではあるが、英国では、法人以外の個人が行う担保についても登記制度が設けられており、この点、私人に関しては一般的な担保権の登記制度が設けられない日本法とは異なる。

3.3: 登記の効果

日本の動産債権譲渡特例法では、2006 年会社法のように、登記をすべき期間は設けられていない。

⁵⁰ 以降、動産債権譲渡特例法の条文を参照する際には、「特例法」とする。

⁵¹ 植垣勝裕＝小川秀樹編著『一問一答 動産・債権譲渡特例法[三訂版増補]』15 頁（2010 年、商事法務）、坂井・三村法律事務所編『Q&A 動産・債権譲渡特例法解説』38 頁（2006 年、三省堂）、日本司法書士会連合会編『動産・債権譲渡登記の実務』18 頁（2010 年、金融財政事情研究会）。ただし、債権質については、債権譲渡登記に関する規定が準用される（特例法 14 条 1 項）。

⁵² 植垣＝小川・前掲注（51）16-17 頁、坂井・三村・前掲注（51）36-38 頁、日本司法書士会・前掲注 18 頁。

⁵³ 植垣＝小川・前掲注（51）30-31、38-39、40-41 頁、坂井・三村・前掲注（51）28-32 頁、日本司法書士会・前掲注（51）16-17 頁。

⁵⁴ 植垣＝小川・前掲注（51）25-26 頁、坂井・三村・前掲注（51）24-26 頁、日本司法書士会・前掲注（51）16 頁。

⁵⁵ Gullifer, *supra* note 19, para.2.1 at 424.

しかしながら、登記により、他の債権者や破産管財人等の第三者に対して、担保権の効力を主張することができるようになる点は同様である。すなわち、動産債権譲渡特例法では、動産譲渡（担保）については、民法 178 条の引渡しがあったものとみなされ（特例法 3 条 1 項）、債権譲渡（担保）については、民法 467 条の確定日付のある証書による通知があったものとされる。その結果、（債権債務者以外の）第三者に対して動産債権譲渡（担保）の効力を主張できる（特例法 3 条 1 項、4 条 1 項）。ただし、2006 年会社法では、登記の先後が担保権の優劣に影響を与えない一方、動産債権譲渡特例法では、譲渡（担保権）の優劣が、譲渡（担保の設定）がなされた時点ではなく、登記の先後によって決まる点に差異が見られる。

3.4: 小括

以上から、2006 年会社法の登記制度と動産債権譲渡特例法の登記制度とには、若干の差異を見て取れる。しかしながら、登記の対象とするところは「会社」のする「非占有担保」であり、その機能は、担保により影響を受ける者に、担保設定者への問い合わせや高額なデューディリジェンスの必要なく、容易に、迅速にかつ安価に担保権を見つけさせようとするものである⁵⁶、という点で、両者は類似していると言えよう。

4. 登記要件と国際私法

4.1: 2006 年会社法と英国の国際私法

英国の国際私法では、担保権を含む物権は、原則として目的物の所在地の法に服するものと考えられる⁵⁷。それにもかかわらず、外国会社であれば、英国内に所在する資産に対する担保権についても、2006 年法会社法上の登記は求められない。また、英国で設立された会社による担保権であれば、目的物が英国外に所在していたとしても、2006 年会社法上の登記要件が強行規定（**mandatory rule**）として適用される可能性がある⁵⁸。英国で、目的物が他国に所在するにも係らず、当該目的物に対する担保権を、自国の登記に服させる理由は、一つには、ある会社がいかなる範囲で登記可能な担保権を設定しているのか、当該会社に興味を持った者が世界中の資産について調査することができるようにするためであろうとされる⁵⁹。

しかしながら、2013 年改正後もなお、2006 年会社法上の登記要件が強行規定と考えられるかは、2013 年の改正点を検討する必要がある。登記要件を強行規定と考える文献の多くは 2013 年改正前のものであり、それらの文献が根拠とする規定が、2013 年改正により削除されたからである。

2013 年に改正された規定で、登記要件が強行規定か否かの判断に影響を与えうるのは、次の 2 点と考えられる。第 1 に、2006 年会社法 861 条の削除である。861 条は、英国外の法域に所在する資産を目的とする、または当該法域で成立した担保権（**charges**）にも、2006 年会社法の登記が求められると明記する⁶⁰。これにより、当該規定の対象は英国内に所在する資産に限定されず、その意味で、

⁵⁶ GULLIFER AND PAYNE, *supra* note 6, para. 7.4.3.2 at 319. 植垣＝小川・前掲注 (51) 414-15 頁。

⁵⁷ 2 DICEY MORRIS AND COLLINS ON THE CONFLICT OF LAWS, para. 24R-001 at 1336 (LORD COLLINS OF MAPESBURY GENERAL ED. 15TH ed. 2012); ADRIAN BRIGGS, THE CONFLICT OF LAWS 303 (3RD ed. 2013) .

⁵⁸ BEAL ET AL. *supra* note 34, para. 22.76 at 701; Michael Bridge, *The property aspects of assignment and choice of law*, 125 L.Q.R. 671, 696 (2009); Mark Moshinsky, *The assignment of debts in the conflict of laws*, 108 L.Q.R. 591, 619 (1992) .

⁵⁹ See Roy Goode, *Symposium on International Bankruptcy Law: Comparative and Transnational Approach, Security in Cross-Border Transactions*, 33 TEX INT'L L. J. 47, at 50. しかし、この登記による情報提供機能については、担保権すべてが 2006 年会社法の対象ではないので、その目的を達成できているわけではないとの見解がある。また、担保権の登記要件に強行規定性を認めたとしても、英国外の資産に対する担保権に関して実質的な影響を有するのかどうかは疑わしいとの見解もある。

⁶⁰ See CA s.861 "Charges created in, or over property in, jurisdictions outside the United Kingdom

目的物の所在地法原則から外れることが明示されたものと考えられた⁶¹。第2に、登記を怠った者に対する刑罰規定の削除である（CA s.860(5)）。2013年改正前には、2006年会社法上の登記を怠った場合には、担保権を破産管財人や管理者に対抗できなくなるだけでなく、刑事罰までも課せられていた。この刑罰規定の削除により、登記要件は改正前と同様の意味での強行性（*compulsory*）を有するものではなく、担保権設定者（*chargor*）の破産により担保権が無効となるリスクを負うかどうかという、担保権者の商業的な決定となったと考えるものもある⁶²。

これらの改正を経て、なお、2006年会社法上の登記要件は強行規定といえるのであろうか。第1点目の改正については、確かに、外国に所在する資産への担保権について登記要件を設けた明示の規定は削除された。しかしながら、そのことによって外国に所在する資産への担保権について登記が不要とされたわけではない。改正以降も、2006年会社法上の登記要件が、英国で設立された会社一般に求められる点に変更はない⁶³。従って、明示の規定こそ削除されたが、改正後もなお、英国内で設定されていない担保権、英国内に所在を有さない目的物に対する担保権のいずれも、2006年会社法上の登記の対象となりうるものと解される⁶⁴。

第2点目の改正について、確かに、問題となる規定の違反により刑罰が科せられるような場合、当該規定が強行規定（*mandatory rule*）と考えられる可能性は高くなる。しかしながら、当該規定の違反が科刑を生じさせなかったからといって、その規定が強行規定とならないわけではない。強行規定か否かは、当該規定が、政策または解釈上、外国法の適用を妨げてまで適用すべきほどに重要であるかどうかの問題となる⁶⁵。すなわち、2013年の改正は、登記要件に関する規定の強行規定性を完全に否定するには足りず、当該規定はなお強行規定となりうるのである。

4.2: 動産債権譲渡特例法への示唆

動産債権譲渡特例法では、動産が外国に所在することで登記申請を却下するには至らず、外国に所在する動産についても譲渡登記ができるとされる⁶⁶。譲渡人の所在地法を準拠法とする国が法廷地となった場合、たとえ目的物が外国に所在したとしても登記が対抗要件としての効力を備えることは否定しないためである⁶⁷。しかし、法の適用に関する通則法13条によれば、物権は目的物の所在地法によることから、外国に所在する動産の譲渡登記は日本では対抗要件としての効力を有さなくなる⁶⁸。

日本でも、「公示方法および優劣決定基準の問題は、日本の公序に直結しており、実体法の要件と切り離して論じることとはできない」⁶⁹とし、民法467条2項の第三者に対する対抗要件は公の秩序に関連するから、その規定の性質より、日本法の適用範囲を決定すべきことを示唆する見解もある⁷⁰。また、絶対的に適用すべき強行規定とまで解さなくとも、登記等が行われる地の法を適用することに積

(1) Where a charge is created outside the United Kingdom comprising property situated outside the United Kingdom, the delivery to the registrar of a verified copy of the instrument by which the charge is created or evidenced has the same effect for the purposes of this Chapter as the delivery of the instrument itself.

(2) Where a charge is created in the United Kingdom but comprises property outside the United Kingdom, the instrument creating or purporting to create the charge may be sent for registration under section 860 even if further proceedings may be necessary to make the charge valid or effectual according to the law of the country in which the property is situated.”

⁶¹ See BEAL ET AL. *supra* note 34, para.22.75 at 701.

⁶² GULLIFER ED. *supra* note 6, paras.2-23 at 85.

⁶³ Moshinsky, *supra* note 58, 618. See also, BEAL ET AL. *supra* note36, para.22.75 at 701.

⁶⁴ PAUL L. DAVIES AND SARAH WORTHINGTON, COWER & DAVIES' PRINCIPLES OF MODERN COMPANY LAW, para. 32-28 at 1125 (10th ed. 2016) .

⁶⁵ CHESHIRE, NORTH & FAWCETT PRIVATE INTERNATIONAL LAW 150 (14th ed. 2008).

⁶⁶ 植垣＝小川・前掲注（51）41頁。

⁶⁷ 例えば、譲渡担保の担保設定者は日本に、譲渡担保の目的物は米国に所在し、米国で当該譲渡担保の対抗要件について争われる場合、準拠法は担保設定者が所在する日本の法となる。この時、日本の動産債権譲渡特例法上の登記は有効となる。

⁶⁸ 植垣＝小川・前掲注（51）41頁。

⁶⁹ 野村美明「国際金融と国際私法」国際私法年報第2号90頁、99頁（2000年）。

⁷⁰ 野村美明「債権流動化と国際私法-立法試案-」多胡圭一編『21世紀の法と政治』368頁（有斐閣、2002年）。

極的な見解もある⁷¹。日本の動産債権譲渡特例法上の登記要件の適用につき、日本が特別の利益を有していると考えられるのであれば⁷²、2006 年会社法上の登記要件と同様に、強行規定と解することも可能ではなかろうか。

5. おわりに

本稿では、まず、英国の 2006 年会社法上の担保権登記がいかなる制度であるかを概観した。そして、日本の動産債権譲渡特例法と比較し、若干の差異はあるものの、登記の対象が「会社」のする「非占有担保」であり、その機能は、会社の信用情報を調査しようとする者に当該会社の資産に関する情報を示すという類似の機能を有することを示した。

英国の国際私法の原則は、日本と同様に、物権は目的物の所在地の法によらせるものである。しかしながら、2006 年会社法上の登記要件に関しては例外的な扱いをしており、2013 年の改正以降も同様に解しうる。日本でも、動産債権譲渡特例法上の登記要件については、公示方法及び優劣の決定基準であることから日本の公序に直結する問題であり、絶対的強行規定として考える余地があるのではなかろうか。

遺憾ながら本稿では、紙幅の関係もあり、日本の動産債権譲渡特例法上の登記要件が絶対的強行規定であるか否かまでの検討をするには至らなかった。この点は、米国の統一商事法典（Uniform Commercial Code）における登録制度等の比較検討とともに、今後の課題としたい。本稿は一定の可能性を示すに過ぎないが、未熟な本稿が今後の日本の法制を考える上での一助となれば幸いである。

⁷¹ 道垣内正人『ポイント国際私法 各論 [第 2 版]』283 頁（2014 年、有斐閣）、斎藤彰「債権譲渡の準拠法」ジュリスト 1143 号 59 頁、65 頁（1998 年）。

⁷² 横山潤『国際私法』31 頁（三省堂、2012 年）、櫻田嘉章＝道垣内正人『注釈国際私法第 1 巻』36 頁[横溝大]（有斐閣、2011 年）等参照。